

富山県個人情報保護審議会答申概要（答申第 22 号）

○件 名 ○〇〇の里親委託についての保有個人情報非開示決定等に係る審査請求について

○開示請求等の状況

- 1 開示請求年月日 平成 30 年 9 月 21 日
- 2 開示請求の内容 富山児童相談所及び富山県厚生部子ども支援課が保有する○〇〇の里親委託その他これに関連する文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）
- 3 決定年月日 平成 30 年 11 月 5 日
- 4 決定内容 部分開示決定及び非開示決定
- 5 審査請求年月日 平成 30 年 12 月 5 日
- 6 審査請求の内容 本件処分は富山県個人情報保護条例の解釈運用を誤った違法、不当なものである。処分を取り消し、非開示とされた情報の開示を求める。
- 7 質問年月日 令和 2 年 5 月 18 日
- 8 答申年月日 令和 2 年 10 月 27 日

○答 申 の 概 要

＜審議会の結論＞

富山県知事（以下「実施機関」という。）は、保有個人情報部分開示決定で非開示とされた部分のうち、法定代理人が既に知り得ている情報（以下「既知情報」という。）が記載されており、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができる既知情報については、富山県個人情報保護条例に定める非開示情報のいずれにも該当しないことから、開示することが妥当であると判断する。また、標題についても、富山県個人情報保護条例に定める非開示情報のいずれにも該当しないことから、開示することが妥当であると判断する。

実施機関が保有個人情報の不存在を理由に行った非開示決定は妥当である。